

## 重点課題第 3 刑事手続等への関与拡充への取組

### 第 1 現状認識と具体的施策の方向性

#### 1 現状認識

事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面がある。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」「関わりたい」などの思いを抱くのは当然であるといえる。

政府としては、このような認識の下、第 1 次基本計画の策定当初から第 4 次基本計画に至るまで、各種施策を講じてきた。その代表的な施策の一つが、刑事裁判における被害者参加制度の導入である。その導入をはじめとした各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない」と批判されていた従来の状況の改善が図られてきた。

また、公判の場面のみならず、加害者の処遇においても、犯罪被害者等の関与拡充や配慮の取組は着実に進展してきた。令和 4 年の関連する各種法律の改正等により、刑の執行段階等と保護観察の両場面で犯罪被害者等の心情等を踏まえた、加害者の処遇の充実が図られ、刑の執行段階等や保護観察において犯罪被害者等の心情等を考慮すること（刑事収容施設法第 85 条第 1 項、少年院法第 23 条の 2 第 1 項及び更生保護法第 3 条）が明確化され、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度<sup>1</sup>等が整えられた。

このように、第 1 次基本計画から取り組んできた本重点課題に係る取組には一定の進展が見られ、犯罪被害者等が置かれた状況は改善している。

しかし、今もなお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられており、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。さらに、少年保護事件や医療観察制度の対象事件については、それぞれ少年の健全育成や対象者の治療といった各制度の目的がある一方で、犯罪被害者等からは、理不尽に犯罪被害に遭った事実には変わりがなく、「事件の当事者」にふさわしい関与や配慮を求める声が寄せられている。

<sup>1</sup> 保護観察における心情等伝達制度については、平成 19 年から導入されている。

1       以上を踏まえ、各種刑事手続等が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の  
2       保障、少年の健全育成、医療観察制度の対象者の治療等の様々な要請に応え  
3       るものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯  
4       罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会  
5       を拡充するための検討を進めていく。

## 7       2    具体的施策の方向性

### 8       (1)   捜査、公判等の段階における関与等

#### 9       ア    公判前整理手続

#### 10       (ア)   犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関 11       与の在り方

12       犯罪被害者等からは、犯罪被害者等及びその代理人弁護士が公判  
13       前整理手続に参加できる制度を設けるべきとの要望がある。その背  
14       景としては、個々の事件に関して、起訴されてから公判期日までの  
15       間に何が行われ、どのような議論の結果、公判における審理計画が  
16       決められたのかを知りたいということや、公判期日に犯罪被害者等  
17       が参加するに当たっての十分な準備のために必要であるということ  
18       等が挙げられている。

19       現行の刑事訴訟制度の基本構造は、検察官が訴因を設定して、事実  
20       に関する主張・立証を行う一方、被告人・弁護人がこれに対する防御  
21       を行い、これらを踏まえて公正中立な裁判所が判断を行うものである。  
22       被害者参加制度は、このような基本構造を維持しつつ、これを損  
23       なうことのない範囲で犯罪被害者等が刑事裁判に参加することを認  
24       めるものである。その上で、公判前整理手続は、事件の争点及び証拠  
25       の整理等の公判準備をするためのものであるところ、これに犯罪被  
26       害者等が実質的に参加する、すなわち、事件の争点及び証拠の整理  
27       等について犯罪被害者等が裁判所に対して意見を述べ得ることとし  
28       た場合には、犯罪被害者等が、事件の争点等の整理に関与すること  
29       となり、現行の刑事訴訟制度の基本構造に変容をもたらし得るので  
30       あって、犯罪被害者等が公判前整理手続に実質的に参加することが  
31       できることとする制度を設けることについては慎重な検討を要する。

32       他方で、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に  
33       在席できるようにすべきであるとの要望も見られるところ、これに  
34       ついては、在席すること自体が刑事訴訟制度の基本構造を変容させ  
35       るものとはいいい難い上、これにより、犯罪被害者等又はその代理人  
36       弁護士と検察官との間の意思疎通の円滑化に資するほか、公判前整

理手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという犯罪被害者等の要望にも適うものと考えられる。現在も、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合において、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、検察官から係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を伝えることとしている。もっとも、犯罪被害者等が公判前整理手続に在席することについては、犯罪被害者等が公判期日に証人となる可能性がある場合にそうした者が証人となるに先立って公判前整理手続に在席することは適切ではないなどの課題が指摘されているところである。

そこで、このような課題や犯罪被害者等のニーズを踏まえ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲での犯罪被害者等による公判前整理手続への関与の在り方について、多角的な検討を行う。

#### (イ) 検察官と犯罪被害者等との十分な意思疎通の確保

犯罪被害者等から公判前整理手続への参加等の要望が生じる背景には、公判前整理手続を含む進行中の刑事手続でどのようなことが行われているかについて、検察官と犯罪被害者等との間で十分なコミュニケーションが取られていない場合があることにも一因があり、(ア)で述べた検討の前提としてもこの点の充実を図ることが重要であるとの指摘がある。証人となる可能性がある犯罪被害者等については、事前に争点や証拠の整理状況を具体的に伝えることが難しい面もあるが、その理由を含め丁寧に説明し、検察官が犯罪被害者等に公判前整理手続の進捗状況等を適時適切に伝達していくことは、犯罪被害者等保護の観点から必要な手続である。この認識や必要な対応について、今一度、検察官に対し、教育・周知を行い、徹底する。

#### イ 被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等への配慮

(ア) 犯罪被害者等からは、被害者参加制度の対象犯罪をストーカー行為等の規制等に関する法律違反、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反、迷惑防止条例違反、児童福祉法違反、暴行、住居侵入等にも拡大することについて要望がある。

被害者参加制度の対象犯罪は、刑事訴訟法第316条の33第1項各号に規定されており、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪で、かつ、犯罪被害者等のニーズが高いと考えられるものに限定されている。そして、この対象犯罪を拡大するこ

1 とについては、現行の対象犯罪と同程度に、個人の尊厳の根幹を損  
2 なう人の生命、身体、又は自由を侵害する罪であるといえるか、仮に  
3 そのような罪に該当しない特定の罪を対象犯罪に追加した場合に、  
4 対象犯罪に追加されない事件の犯罪被害者等との間に不均衡が生ず  
5 るのではないか、対象事件数が増加することで制度の円滑な運用に  
6 支障を来すおそれはないかといった課題があるところである。

7 そこで、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、こうした様々な課題  
8 があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の可否・  
9 可否等について多角的な検討を行う。

- 10 (イ) また、被害者参加制度の対象犯罪拡大に係る要望の背景には、前記  
11 (ア)に掲げた罪については、事案の性質上、犯罪被害者等にとって、  
12 一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態  
13 で傍聴したりすることが心理的な負担となるところ、被告人や他の  
14 傍聴人との間の遮蔽措置の利用も低調であること等を理由に傍聴へ  
15 のハードルが高いといった意見もあり、こうした犯罪被害者等の心  
16 情については、十分に尊重されるべきものである。

17 この点、刑事訴訟法では、公判手続における犯罪被害者等のプライ  
18 バシー等を保護するための措置として、一定の場合に犯罪被害者等  
19 と被告人や傍聴人等との間に遮蔽の措置を設ける制度や、ビデオリ  
20 ンク方式により手続を行うことを認める規定がある。

21 そこで、こうした規定も参考としつつ、犯罪被害者等のプライバ  
22 シー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う。

## 23 ウ その他捜査、公判等の段階における各種取組

24 前記アやイのほか、被害の相談・届出・告訴に対して適切に対応する  
25 こと、司法解剖時の対応等の場面において犯罪被害者等の心情に配慮  
26 した取組を推進すること、捜査や公判等の状況について犯罪被害者等  
27 に適時適切に情報提供すること等の従前からの取組についても引き続  
28 き推進していく。

## 29 (2) 加害者の処遇段階における関与等

### 30 ア 心情等の聴取・伝達制度

31 前記1のとおり、令和4年の刑事収容施設法、少年院法及び更生保護  
32 法の改正（令和5年12月1日施行）により、刑の執行段階等と保護観  
33 察の両場面において、犯罪被害者等の心情等を考慮すべきことが法律  
34 上明記され、刑事施設や少年院といった施設内で行う処遇や、社会内  
35 で行う処遇の充実化が図られた。これによって、犯罪被害者等の思いに  
36 える施設内処遇及び社会内処遇を実現させるとともに、受刑者等や保

1 護観察対象者の改善更生にも資することが期待される。この改正により、  
2 刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度が整えられた。この心情等の聴取・伝達制度  
3 については、対応する職員の犯罪被害者等に対する理解を増進させる  
4 ことや犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の要望が寄せられて  
5 いることから、心情等の聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等の意見  
6 を踏まえながら、犯罪被害者等に寄り添った制度運用となるよう、実施  
7 ・改善を図っていく。

## 9 イ その他処遇段階における各種取組

10 アのほか、被害者等通知制度を活用して加害者の処遇状況等を通知  
11 すること、受刑者と犯罪被害者等の面会・信書の発受が適切に運用され  
12 ること等の従前からの取組についても引き続き推進していく。

### 13 (3) 少年保護事件・医療観察対象事件

14 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）は、その目的を「少年の健全な育成」  
15 を期すものと定め（少年法第 1 条）、また、心神喪失等の状態で重大な他  
16 害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110  
17 号。以下「医療観察法」という。）は、その目的を「継続的かつ適切な医  
18 療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、そ  
19 の病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってそ  
20 の社会復帰を促進すること」と定めている（医療観察法第 1 条）。

21 犯罪被害者等の立場に立てば、加害者の年齢や精神状態にかかわらず、  
22 理不尽に犯罪被害に遭ったということに変わりはないが、上記のとおり、  
23 これらの制度については通常の刑事手続とは異なる目的があることを踏  
24 まえ、各制度との調和を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応えていく  
25 ための施策を検討・実施していく。

#### 26 ア 少年保護事件

27 少年保護事件に係る犯罪被害者等の関与については、平成 12 年に少  
28 年法が改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）され、犯罪被害者等の申出によ  
29 り家庭裁判所が意見を聴取する仕組み（少年法第 9 条の 2）等が導入さ  
30 れたほか、第 1 次基本計画の期間中の平成 20 年にも同法が改正（平成  
31 20 年 12 月 15 日施行）され、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審  
32 判を傍聴することができるようになった（少年法第 22 条の 4）。

33 また、前記(2)アの心情等の聴取・伝達制度は、少年保護事件の犯罪  
34 被害者等についても、成人の刑事事件の犯罪被害者等と同様に利用で  
35 きるものとなっている。

36 このように、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、一

1 定の情報を得ることができる仕組みは整えられてきていることから、  
2 犯罪被害者等が、その希望に応じて、これらの制度を円滑に利用できる  
3 よう周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した上で、犯罪被害  
4 者等がこれらの制度を利用しやすいように適正な制度運用を図ってい  
5 く。

## 6 イ 医療観察対象事件

7 これまで、医療観察制度の対象事件<sup>2</sup>に係る犯罪被害者等には、不起  
8 訴処分の理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、  
9 各種施策が講じられてきた<sup>3</sup>。しかしながら、医療観察制度の対象事件  
10 に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも加害者が医  
11 療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観  
12 察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるの  
13 は不合理だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添  
14 人の傍聴を含めた傍聴の拡充や、医療観察手続における犯罪被害者等  
15 の心情等の聴取・対象者への伝達を実現すべきとの要望のほか、対象者  
16 に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もある。

17 医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有することなどから、こ  
18 れと単純に比較することはできないほか、対象者の病歴等は要配慮個  
19 人情報（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条  
20 第 3 項）でもあるが、第 5 次基本計画の検討過程においては、現行制度  
21 の目的等を前提としつつも何らかのかたちで要望を実現することはで  
22 きるのではないかと、少なくともその検討を行うべきではないかとの議

---

<sup>2</sup> 捜査の結果、被疑者が心神喪失等の状態にあることが認められ不起訴処分となるなどした場合には、検察官の申立てにより、地方裁判所が医療観察の審判を開始する。この審判によって、入院決定がなされた場合には、対象者は指定された医療機関に入院し、専門的な医療を受けることとなる。また、当初の審判によって通院決定がなされた場合や、入院決定を受けた対象者について、その後、指定入院医療機関等からの申立てにより裁判所が退院許可決定を行った場合には、対象者は、地域社会での生活を営みながら、指定された通院医療機関における医療を受けつつ、保護観察所による精神保健観察を受けることとなる。そして、通院の期間が満了した場合や裁判所により処遇の終了決定がなされた場合等に、医療観察制度による処遇が終了する。

<sup>3</sup> 犯罪被害者等の関与や配慮のために講じられてきた施策を見ると、まず、捜査の段階においては、警察・検察から連絡・説明が行われ、入院や通院の可否を判断するための審判においては、裁判所の裁量により、犯罪被害者等の傍聴が可能とされている（医療観察法第 47 条第 1 項）。また、処遇段階においては、犯罪被害者等の申出に基づき、保護観察所から、対象者の氏名、対象者の処遇段階、各処遇の開始又は終了年月日、各処遇段階の終了事由及び地域社会における処遇中の対象者との接触状況等について情報提供する制度が平成 30 年から実施され、このうち、各処遇段階の終了事由については、令和 6 年から情報提供の内容として追加されたものである。

1 論もあったところである。

2 そこで、こうした議論も踏まえ、審判の傍聴制度の充実、医療観察手  
3 続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや対象者への伝達及び対  
4 象者に関する情報提供の在り方について、多角的な検討を行う。

## 6 **第2 関係する具体的施策**

7 1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

8  
9 2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策